



# 長野県報

9月3日(木)  
平成27年  
(2015年)  
第2705号

## 目 次

### 告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	1
事務処理規則に基づく平成27年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政改革課）	1
保安林の指定施業要件の変更（2件）（森林づくり推進課）	1
公共測量の実施（建設政策課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出（建築住宅課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	4

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	5
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	5
建設業法に基づく処分（建設政策課）	6
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（特別支援教育課）	7
特定調達契約に係る落札者の決定（人材育成課）	8

### 告 示

行政改革課

#### 長野県告示第393号

平成27年9月24日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成27年9月3日

長野県知事 阿部守一

財政課

#### 長野県告示第394号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の規定に基づき、平成27年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成27年9月3日

長野県知事 阿部守一

信州の森林づくり事業補助金交付要綱（平成27年3月31日付け26森推第861号林務部長通知）の規定に基づく補助金

#### 長野県告示第395号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成27年9月3日

長野県知事 阿部守一

- 保安林の所在場所  
上伊那南箕輪村字大芝原2358の46、2358の49、2358の50、2358の55
- 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成27年9月3日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 保安林の所在場所

上伊那南箕輪村字大芝原2358の46、2358の49、2358の50、2358の55

#### 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

#### 3 変更に係る指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第397号

長野県上小地方事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成27年9月3日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

#### 2 作業期間

平成27年8月5日から平成28年2月12日まで

#### 3 作業地域

東御市

建設政策課

### 長野県告示第398号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県土尻川砂防事務所及び長野市役所に備え置きます。

平成27年9月3日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
大畠	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた区域。	長野市	中条	大畠	4451番	1号
		"	"	"	4447番5	2号
		"	"	"	4447番1	3号及び4号
		"	"	"	4448番1	5号
		"	"	西ノ峯	4178番2	6号
		"	"	大畠	4471番	7号
		"	"	"	4906番	8号
		"	"	"	4907番	9号
		"	"	"	4908番1 地先道路敷	10号及び11号
		"	"	"	4467番1	12号
		"	"	"	4459番1	13号及び14号
		"	"	"	4449番1	15号及び16号
		"	"	"	4447番3	17号

砂防課

**長野県告示第399号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び小諸市役所に備え置きます。

平成27年9月3日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
蛇堀2号	右に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から10号までを順次結ん だ線及び標柱1号と10号を結んだ 線に囲まれた区域。	小諸市	与良町五丁目		2602番1	1号及び2号
		"	"		3329番2	3号
		"	"		3332番1	4号及び9号
		"	"		3332番14	5号
		"	"		3332番10	6号
		"	"		3334番	7号
		"	"		3338番内	8号
		"	"		3329番3	10号

砂防課

**長野県告示第400号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年9月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

堂平A、堂平B、中北山、東北山、岩山、西の宮、西ノ入、岩井堂、会吉、横川、大田、勝立、入、十二、入の沢、子の神、麻生、片山、矢の沢、北片山、社宮寺、倉掛、板場南、板場及び板場北

## 2 指定の区域

松本市及び安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第401号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地について次のとおり変更の届出がありました。

平成27年9月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目8番1号

## 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(変更前)

東京都新宿区新宿一丁目8番1号

宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号

福島県郡山市中町11番5号

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号

神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号

愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号

島根県松江市中原町6番地

岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号

広島県広島市中区八丁堀15番6号

愛媛県松山市三番町七丁目13番13号

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号

長崎県長崎市万才町3番4号

宮崎県宮崎市川原町5番10号

鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号

沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号

(変更後)

東京都新宿区新宿一丁目8番1号

宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号

福島県郡山市中町11番5号

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号

神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号

長野県長野市南県町1082番地

愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号

島根県松江市中原町6番地

岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号

広島県広島市中区八丁堀15番6号

愛媛県松山市三番町七丁目13番13号

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号

長崎県長崎市万才町3番4号

宮崎県宮崎市川原町5番10号

鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号

沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号

## 3 変更しようとする年月日

平成27年9月5日

建築住宅課

**長野県須坂建設事務所告示第3号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年9月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般的縦覧に供します。

平成27年9月3日

長野県須坂建設事務所長 藤 池 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大前須坂線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字源内2657番の15地先から上高井郡高山村大字牧字源内2657番の15地先まで	旧	m 4.0~5.6	km 0.0343
同 上	新	m 4.2~8.9	km 0.0343

道路管理課

道路管理課

**選告示第37号**

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成27年9月3日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「岡谷和楽荘

「長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉

センター地域密着型特別養護老人ホームさくらの

岡谷和楽荘

岡谷市2916-4」を

諏訪郡原村13221番地6

に改める。

岡谷市2916-4

」

選挙管理委員会